

付則14 ミニバイクの仕様

1 クラス区分

下記の排気量区分とする。

2ストロークの場合：85cc 以下

4ストロークの場合：125cc 以下

2 出場車両

車両はMFJ 公認車両とする。

3 公認車両に対して下記事項は仕様の変更ができない

(仕様の変更とはその部品の改造、変更または取り外しをいう)

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 シリンダー (スリーブおよびライナー含む)、シリンダーヘッド、クランクケース、ギアボックスの材質・鋳造および形状
- 3-5 クラッチの構造 (ただしディスクの材質とスプリングは除く)
- 3-6 エンジン内部の部品の材質
- 3-7 4ストローク車のバルブの径、リフト、タイミングおよび圧縮比
- 3-8 2ストローク車のシリンダーピストンに依るポートタイミング、ポートサイズ、一次、二次の圧縮比
- 3-9 シリンダー、シリンダーヘッドのクランクケースに対する向き
- 3-10 吸気、排気系統のシステム、バルブ数、ポート数、キャブレター数
- 3-11 クランクケースカバー類の材質・鋳造および、形状
- 3-12 シリンダー、シリンダーヘッド
- 3-13 クランクシャフトアッセンブリー、ピストン
- 3-14 カムシャフト、バルブ、バルブスプリング、リードバルブアッセンブリー
- 3-15 キャブレター (メインジェットのみ変更可)
- 3-16 燃料タンク
- 3-17 プライマリーギア
- 3-18 ミッション
- 3-19 ブリーザーシステム
- 3-20 リアホイール
- 3-21 リアブレーキ関係
- 3-22 フロントホイール
- 3-23 フロントブレーキ関係
- 3-24 フレームボディ
- 3-25 フロントフォーク

- 3-26 リアフォーク
- 3-27 リアサスペンション
- 3-28 ステアリングシステムを含むボトムブリッジ、トップブリッジ
- 3-29 フェアリング

4 公認車両に対して下記事項の変更ができるが、付則7GPフォーミュラの技術仕様に適合していることを条件とする

- 4-1 キャブレターのメインジェットの変更
 - 4-2 ゼッケンプレート、メーター、シート等の取り付けのためのステーの追加ができる
 - 4-3 イグニッションコイル、点火ユニット、リミッターの改造・変更
 - 4-4 プラグの変更
 - 4-5 スピードメーターの取り外し
 - 4-6 チェーンの変更
 - 4-7 スプロケットの変更
 - 4-8 タイヤ
- 一般市販され通常ルートで購入できるもののみ交換は可。ただし、スリックタイヤ（インターミディエイト含む）および摩耗限度を超えたタイヤの使用は禁止。

5 公認車両が下記事項に適合していない場合改造・変更が義務づけられる

- 5-1 エンジンキルスイッチの取り付け（ハンドルを握って操作可能な位置に）
- 5-2 灯火器のレンズの処置または取り外し。
- 5-3 保安部品（スタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類）の取り外し
- 5-4 すべてのオイルドレンボルト、および外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック。

6 いかなる場合も禁止される事項

- 6-1 改造・変更に当たって特殊な材料の使用（チタニウム合金、カーボン等）
- 6-2 リアホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
- 6-3 フロントホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
- 6-4 タイヤへの追加工
- 6-5 ステアリングダンパーを取り付けた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしてはならない。
- 6-6 ガソリンは通常のスタンドで購入できるか各サーキットのスタンドで購入できるMFJの定める無鉛ガソリンに限る。

7 音量規定

FIM方式で測定し99dB/A以下であること。

レース終了後は3dB/Aの誤差値が認められる。

8 互換性

フレーム打刻型式とエンジン打刻型式が同一のモデル内にあっては、一切の追加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は、相互に交換が認められる。

1993年1月1日以降の公認車両同士に限られる。